

平成29年(行コ)第26号 政務調査費返還履行等請求控訴事件(原審・仙台地方
裁判所平成26年(行ウ)第2号)

更 正 決 定

控 訴 人	仙 台 市 長
	郡 和 子
控 訴 人 補 助 参 加 人	新 し い 翼
控 訴 人 補 助 参 加 人	改 革 フ ォ ー ラ ム
控 訴 人 補 助 参 加 人	公 明 党 仙 台 市 議 団
控 訴 人 補 助 参 加 人	野 田 讓
控 訴 人 補 助 参 加 人	菅 原 健
控 訴 人 補 助 参 加 人	民 主 ク ラ ブ 仙 台
控 訴 人 補 助 参 加 人	社 民 党 仙 台 市 議 団
被 控 訴 人	仙 台 市 民 オ ン ブ ズ マ ン

上記当事者間の頭書事件について、平成30年10月24日当裁判所が言い渡した
判決に明白な誤りがあったので、申立て及び職権により、次のとおり決定する。

主 文

1 上記判決の本文中、

- (1) 28頁16行目に「3220円」とあるのを「3228円」と、
- (2) 31頁17行目に「10行目までを」とあるのを「6行目までを」と、
- (3) 32頁2行目に「5行目までを」とあるのを「冒頭行までを」と、
- (4) 43頁24行目に「32万6111円」とあるのを「32万6162円」と、
- (5) 50頁9行目に「33万6550円」とあるのを「16万8275円」と、
- (6) 58頁3行目に「17万0422円(茶菓子代5130円,）」とあるのを「1
6万5292円(」と、

各更正する。

2 上記判決の別紙のうち「請求・認容額一覧表」中、

- (1) 「補助参加人新しい翼」の項目における「当審認容額」欄に「¥2,056,185」とあるのを「¥2,487,420」と,
 - (2) 「補助参加人民主クラブ仙台」の項目における「当審認容額」欄に「¥4,303,282」とあるのを「¥4,303,283」と,
 - (3) 「補助参加人菅原健」の項目における「当審認容額」欄に「¥78,937」とあるのを「¥78,936」と,
 - (4) 「合計」の項目における「当審認容額」欄に「¥11,316,303」(ただし平成30年11月7日付けで補助参加人社民党仙台市議団関係において「¥11,306,483」と更正された。)とあるのを「¥11,737,718」と,
- 各更正する。

平成30年11月26日

仙台高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官

市 村

弘

裁判官

畑

一

郎

裁判官

大

黒

淳

子

これは正本である。

平成30年11月26日

仙台高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 渡辺克明

